



◆ 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の公布について

特別警報の実施や海洋気象台を管区気象台に統合する等の措置を講じる、「気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律」が5月31日に公布されました。

1. 法律の公布及び施行日

(1) 気象業務法

① 特別警報の実施

平成25年8月30日(金)0時に「特別警報」の運用を開始する予定(※)です。

(※)開始日は後日政令で正式に決定されます。

② 特別警報の基準についての都道府県知事への意見聴取

公布日

③ 津波予報業務の許可基準の変更

政令で別途定めます。(※)

(2) 国土交通省設置法

① 海洋気象台の管区気象台等への統合

平成25年10月1日

2. 特別警報導入に向けた取り組み

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。特別警報の運用開始以降も、警報や注意報は、これまでどおり発表されます。

(気象庁ホームページから)

「特別警報」イメージ

